

第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業（支援）計画作成指針の概要

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法に基づき、介護保険事業（支援）計画は介護保険法に基づき、厚生労働大臣が定める基本指針等に即して、道及び市町村が自ら作成するものである。道において、本道の実情に応じた介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施が計画的に図られるよう、高齢者保健福祉計画・介護保険事業（支援）計画作成に関する基本的考え方（作成指針）を定める。

第1 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項

1 地域包括ケアシステムの基本理念

道及び市町村は、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者のニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の推進に努める。

また、地域共生社会の実現を目指して、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援、社会福祉基盤の整備と介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組む。

2 2025年及び2040年を見据えた地域包括ケアシステムの推進に向けた目標

2025年までの間に、介護給付等対象サービスの充実や在宅医療・介護連携の推進、認知症の充実等、地域包括ケアシステムの推進に向けた方策に取り組む。

また、2040年の保険者ごとの介護サービス利用者数を推計すると、ピークを過ぎて減少に転じる保険者もあるが、都市部を中心に2040年まで増え続ける保険者もあることから、各地域の状況に応じた介護サービス基盤の整備が重要である。

このため、市町村介護保険事業計画が地域包括ケアを進める上で重要な位置づけとなっていることを踏まえ、第7期計画の達成状況の検証を行った上で、第8期の考え方や期間中に目指すべき姿を明らかにしながら目標を設定し取り組みを進める。

3 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びに業務の効率化及び質の向上に資する事業

地域包括ケアシステムの推進に当たっては、介護給付等対象サービス及び地域支援事業に携わる質の高い人材を、安定的に確保する取組が必要である。加えて、少子高齢化が進み、介護分野の人的制約が強まる中、ケアの質を確保しながら必要なサービスを提供するためには、業務の効率化及び質の向上への取り組みが不可欠である。

このため、道は広域的な立場から、市町村は保険者として地域で取組を進める立場から2025年を見据えつつ、「介護離職ゼロ」の実現に向けた介護サービス基盤の整備に伴って必要となる人材の確保に向け、総合的な取組を推進する。

4 認知症施策の推進

認知症施策については、今後、認知症の人の数が増加することが見込まれていることから、認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現をめざし、様々な施策を進める。

5 道による市町村支援等並びに道、市町村間及び市町村相互間の連携

道は、地域の実情に応じた介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施に関する市町村の方針を尊重しながら、市町村を支援する。

市町村相互間の連携に関しては、地域の資源を有効に活用するためにも、地域の实情に応じて、近隣の市町村と連携した地域包括ケアシステムの推進に取り組むとともに、広域的取組を推進する。

6 保険者機能強化推進交付金等の活用

道及び市町村においては、保険者機能強化推進交付金等を活用して、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた必要な取組を進めるとともに、新たな事業にも積極的に取り組みながら、各種取組の一層の強化を図る。

7 災害・感染症対策に係る体制整備

近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、道及び市町村は、介護事業所等との協働のもとで、防災や感染症対策についての周知啓発、研修、訓練の実施、災害や感染症等発生時に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備、関係団体と連携した災害・感染症発生時の支援・応援体制の構築などについて取り組む。

第2 市町村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の作成に関する事項

市町村は、老人福祉法及び国が作成した「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に示された基本的事項、基本的記載事項及び任意記載事項に留意しながら計画を策定する。

また、国の指針で新たに追加された次の事項については、十分な検討を行うよう努めること。

1 市町村計画の基本的記載事項

(1) 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込

サービスの量の見込を定める際には、サービス利用に伴う地域間の移動や、住民が必要とするサービスの在り方も含めた地域特性や道の高齢者保健福祉圏域内の広域調整の状況を勘案すること。

2 市町村計画の任意記載事項

(1) 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項

ア 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を行うため、市町村は介護予防を進めるに当たり、国民健康保険担当部局や後期高齢者医療広域連合等と連携して高齢者保健事業と一体的に実施するよう努めること。

(2) 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業に関する事項

市町村は、2025年及び2040年を見据えて、第8期に必要なサービスの種類ごとの量の見込み等を定めるとともに、それらを基にサービスを提供するために必要となる介護人材の数等を推計すること。

また、サービスごと、職種ごとの人手不足等の状況も踏まえ、介護職に限らず介護分野で働く人材の確保・育成を行うことで、介護現場全体の人手不足対策を進めるため、国や道と連携し、処遇改善、新規参入や多様な人材の活用促進、介護の仕事の魅力向上、職場環境改善等のための方策を定めること。

(3) 認知症施策の推進

市町村は、認知症施策推進大綱に基づき、認知症の人ができる限り地域のよりよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、認知症施策に取り組むため、市町村介護保険事業計画に、認知症の人を地域で支えるために必要な早期診断等

を行う医療機関、介護サービス、見守り等の生活支援サービス等の状況を示すとともに、各年度における具体的な取組内容を定めること。

(4) 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数

特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数を記載するよう努めること。

なお、このことは特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅を総量規制の対象とするものではないことに留意すること。

(5) 災害に対する備えの検討

介護事業所等と連携し、避難訓練の実施や防災啓発活動、介護事業所等における食料等の物資の備蓄・調達状況の確認を行うこと。また、介護事業所等で策定している災害に関する具体的計画を定期的に確認するとともに、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路等の確認を促すこと。

(6) 感染症に対する備えの検討

介護事業所等と連携し、訓練の実施や感染症拡大防止の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等を行うこと。また、介護事業所等が感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているかを定期的に確認するとともに、介護事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務に当たることができるよう、感染症に対する研修の充実等を図ること。

さらに、介護事業所等における、適切な感染防護具、消毒液その他の感染症対策に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制を整備すること。

第3 道計画の作成に関する事項

1 道計画の作成に関する基本的事項

(1) 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等

道は、介護保険制度の基本理念や介護報酬の内容及び広域的な調整を行う役割を踏まえ、本道の地域的条件や市町村が目指す地域包括ケアシステム推進のための地域づくり

の方向性を勘案し、基本理念を定め、達成しようとする目的及び市長村への支援内容、必要な体制を明確にする。

(2) 要介護者等の実態把握

第7期計画の推進に係る課題を分析・評価し、計画期間中及び将来的な人口構造、被保険者数、要介護者等の数等を、全道域及び高齢者保健福祉圏域ごとに定める。

その際、2040年までの状況を見据え、各地域における中長期的な人口構造の変化についても勘案する。

(3) 2025年度及び2040年度の推計及び第8期計画の目標

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域における地域包括ケアシステムを推進するため、市町村に対する様々な支援を行うとともに、市町村が行う推計を踏まえながら、第8期計画の具体的な取組内容やその目標を設定する。

なお、目標の設定にあたっては、地域医療構想を含む医療計画との整合性を確保する。

2 道の取組に関する事項

(1) 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

市町村が推計した見込み等を基に、各年度における道内全域及び高齢者保健福祉圏域における介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数並びに介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込を定め、その算定の考え方を記載する。その際には、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、これらの道内全域及び高齢者保健福祉圏域ごとの設置状況や、要介護者等の人数、利用状況等についても、必要に応じて勘案する。

(2) 高齢者保健福祉圏域を単位とする広域的調整

介護給付等対象サービス量の見込について、道は、市町村と意見交換して、高齢者保健福祉圏域を単位とする広域的調整を図る。

また、2040年までの保険者ごとの介護サービス利用者数を推計すると、ピークを過ぎ減少に転じる保険者もあるが、都市部を中心に2040年まで増え続ける保険者もあることを踏まえ、各高齢者保健福祉圏域内で十分に広域的調整を行った上で、必要な施設整備量を検討する。

(3) 地域包括ケアシステム推進のための支援に関する事項

市町村が重点的に取り組むことが必要な①在宅医療・介護連携の推進、②認知症施策の推

進、③生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進、④介護予防の推進、⑤高齢者の居住安定に係る施策との連携について、市町村への後方支援として取り組む事業内容等を定める。

その際、地域ケア会議の推進、道が指定権限を持つ介護保険サービス事業者に対する指導監督の実施、総合事業の推進に関する支援策も併せて定める。

(4) 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業に関する事項

地域包括ケアシステム構築の推進のために、介護人材、在宅医療を担う医師や看護師等の医療職、介護支援専門員、生活支援サービスの担い手又は生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）等の多様な人材の確保を支援するための方策を定めるとともに、介護人材の資質向上に資するよう、キャリアパスの支援や事業主によるキャリアアップへの支援等の方策を定める。

また、生産年齢人口が減少する中においても、介護現場が地域の介護ニーズに
え、介護人材がやりがいを持って働き続けられる環境作りを進めるため、道が中心と
なり、介護現場における業務仕分けや介護ロボットとICTの活用、元気な高齢者を含めた
多様な介護人材の確保・定着、介護という仕事の魅力発信等の取組について情報交換
や協議を行い、地域内の関係団体や関係機関等のみならず、市町村も一体となって介護現場
革新に取り組む。

(5) 認知症施策の推進

認知症施策推進大綱に基づき、認知症の人ができる限り地域のよりよい環境で自分らしく
暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、認知症施策に取り組む。施策の推進に
当たっては、道が実施主体となる医療・介護従事者の認知症対応力の向上やチームオレンジ
等の地域支援体制の強化に向けた研修の計画的な開催など、主な取組を道の計画に位置づけ
る。

また、早期診断を行う医療機関の整備については、医療計画との整合性を図りながら進め
る。

(6) 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数

特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数を記載する。

なお、これは特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅を総量規制の対象とするものではない。

また、必要に応じて、市町村と連携しながら、特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む）の指定を受ける有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅（介護付きホーム）への移行を促す。

(7) 災害に対する備えの検討

介護事業所等と連携し、避難訓練の実施や防災啓発活動、想定されているリスクや、食料等の物資の備蓄・調達状況の確認を行う。このため、介護事業所等で策定している非常災害に関する具体的な計画（非常災害対策計画）を定期的に点検するとともに、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路の確認を促す。

また、あらかじめ関係団体と災害時の介護職員の派遣協力協定を締結するなどの体制を整備する。

(8) 感染症に対する備えの検討

介護事業所等と連携し、訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備を行う。

このため、介護事業所等が感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているかを定期的に確認し、介護事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務に当たることができるよう、感染症に対する研修の充実等を図る。

また、感染症発生時も含めた市町村や保健所、協力医療機関等と連携した支援体制を整備し、感染症発生時に備えた事業所間連携を含む応援体制の構築や人材確保策を講じる。

さらに、介護事業所等における、適切な感染防護具、消毒液その他の感染症対策に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制を整備する。